

港湾利活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 横須賀港を利用し貨物の積出し等を行う事業者が、横須賀港における新たな貨物の取扱いに際して必要な設備を設置するための経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 横須賀港 横須賀港のうち新港地区（新港1号岸壁、新港2号岸壁、新港3号岸壁、新港4号岸壁、新港1号栈橋、新港2号栈橋及び新港3号栈橋に限る。）及び久里浜地区（久里浜1号岸壁及び久里浜2号岸壁に限る。）をいう。
- (2) 積出し 貨物の輸出入又は移出入を行う一連の作業をいう。
- (3) 新たな貨物 港湾調査における中分類において、荷役を行っている貨物と別の分類の貨物をいう。ただし、分類が同じであって構造又は機能等に大きな違いがあるものはこの限りでない。
- (4) 必要な設備 横須賀港での積出しに利用する償却資産で、他の港等では利用することが困難なものをいう。
- (5) 横須賀港の利用者 横須賀港で貨物の積出しを行う事業者若しくは積出しが行われる貨物の輸送を行う事業者又は横須賀港で荷役が行われる貨物の荷主である事業者（個人事業主を除く。）をいう。

(補助対象)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する横須賀港の利用者とする。

- (1) 横須賀港における新たな貨物の取扱いのために、必要な設備を設置すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該事業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 必要な設備の購入に要する経費
- (2) 必要な設備の設置に要する経費
- (3) 必要な設備の設置に伴う建物の購入、増築又は事業所の改良等に要する経費

(補助金額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、前条の対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(500万円を限度とする。)とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の概要書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。
- (4) 会社の役員の名等を記載した一覧表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支報告書
- (2) 補助事業に係る領収書等の写し
- (3) 補助事業の状況を明らかにした書類、図面、写真等
- (4) 建物の購入又は増築の経費が存する場合は、当該建物の所有権を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設備投資に対する補助金に係る実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認を行うものとする。

(財産処分の制限)

第 8 条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、5年とする。

2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する書類の提出があった日とする。

(その他の事項)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、港湾部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。